

静岡県告示第 122 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

沼津市

2 都市計画事業の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画下水道事業 沼津市公共下水道（西部処理区）

3 事業施行期間

自 昭和62年6月9日

至 令和11年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和62年静岡県告示第578号、平成3年静岡県告示第10号、平成6年静岡県告示第639号、平成7年静岡県告示第985号、平成13年静岡県告示第615号、平成19年静岡県告示第947号、平成26年静岡県告示第247号及び平成30年静岡県告示第771号の事業地に、静岡県沼津市大字岡宮字西下耕地、字下耕地、字久保田、字本郷、字屋敷添、字上耕地、字新谷、字北街道、字後田、字古求、字日岸田、字欠所、字道窪、字西五郎丸、字東五郎丸及び字高木並びに大字岡宮字上荒狗、字大荒狗、字下二又久保、字中ノ土手及び字焼土手の事業地を加え、大字大岡字松之木田、字上西耕地、字御所ヶ原、字松木田、字桶詰、字中石田、字四ッ口、字六反田、字狭間、字市場、字五郎丸、字馬上免、字豆生田、字宮下、字石原田及び字小深田、大字岡一色字屋和良田、字柳ヶ坪、字角田、字五反田及び字六才講並びに大字岡宮字東荒、字馬上免、字西中荒狗、字大地込及び字改正地内において事業地を変更する。

=====

静岡県告示第 123 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

三島市

2 都市計画事業の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画下水道事業 三島市公共下水道（西部処理区）

3 事業施行期間

自 平成2年12月25日

至 令和11年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成2年静岡県告示第1145号、平成6年静岡県告示第133号、平成8年静岡県告示第120号、平成13年静岡県告示第880号、平成19年静岡県告示第899号、平成26年静岡県告示第250号及び平成30年静岡県告示第767号の事業地のうち、静岡県三島市大字長伏地内において事業地を変更する。

=====

静岡県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

裾野市

2 都市計画事業の種類及び名称

裾野都市計画下水道事業 裾野市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成2年12月25日

至 令和11年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

=====

静岡県告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認

可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
清水町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東駿河湾広域都市計画下水道事業 清水町公共下水道（西部処理区）
- 3 事業施行期間
自 昭和63年3月10日
至 令和11年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

=====

静岡県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
長泉町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東駿河湾広域都市計画下水道事業 長泉町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和62年12月22日
至 令和11年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

昭和62年静岡県告示第1200号、平成3年静岡県告示第974号、平成8年静岡県告示第465号、平成13年静岡県告示第717号、平成19年静岡県告示第965号、平成26年静岡県告示第341号及び平成30

年静岡県告示第772号の事業地のうち、静岡県駿東郡長泉町大字下長窪字荻素、並びに大字上土狩字東耕地、字ライセッカ、字堤地内において事業地を変更する。